

会計年度任用職員制度について

総務課

- 1 制度導入の趣旨 地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員の適正な任用、勤務条件を確保するため、地方自治法・地方公務員法の改正を行い、新たな地方公務員非常勤職員制度として会計年度任用職員制度を創設するもの。
- 2 制度導入時期: 令和2年4月1日(新地方公務員法施行)
- 3 制度導入に伴う留意点
 - ・特別職非常勤職員の任用の適正確保(非常勤顧問、参与、調査員、委員会委員、消防団員などに限定)
 - ⇒ 現在特別職非常勤である文化センター館長、公民館長、生活相談員などは会計年度任用職員に移行
 - ・臨時的任用職員は緊急の場合、臨時的の職に関する場合などに限定された正規職員としての運営
 - ⇒ 現在の臨時職員、一般職非常勤職員は会計年度任用職員に移行
- 4 琴浦町会計年度任用職員の主な特徴

No	項目	内 容
1	職のあり方	会計年度ごとにその職の必要性が吟味される毎年度「新たに設置された職」として位置づけられるもの。基礎的・定型的業務を基本とする。
2	任用期間	1会計年度間(任用の日から最長で当該年度の3月31日まで。条件付き採用期間1ヶ月あり)
3	任用形態概要	①フルタイム : 共済加入(1年目は社保)、退職手当有(38.75h/週) 保育士、保育教諭、斎場 ②パートタイム : 社保加入、退職手当無(~7.50h/日)※7hが主。現場業務は7.5h フルタイム以外の現在の月額・日額臨時職員 ③時間給(パートタイム) : 社保、国保加入 現在のパートタイム職員 ※日給・月給 月給=有資格・特殊勤務 例:保育士、保育教諭、調理士、地域おこし協力隊、看護師 ※休暇 国及び町職員などとの権衡に基づき設定
4	募集・選考	HP等で広く公募、書類・面接選考を行う。人事評価の結果に基づき2回目まで再度の任用。
5	給 付	フルタイム : 給料、旅費、通勤・時間外・宿日直・休日勤務・夜間勤務・期末・特殊勤務・担任業務・退職・地域手当 パートタイム : 報酬、通勤手当(費用弁償で支給)、期末手当、時間外・宿日直・休日勤務・夜間勤務・特殊勤務・地域手当(報酬で支給) 職給 基本 : 職員給料表の1-1からスタート ※資格職等 : 必要学歴等加算 再度の任用時は2号上位に位置づけ。職ごとに上限を設定。
6	服務規程・懲戒	服務の根本基準、服務宣誓(任期毎に行う)、法令・上司命令従属義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為制限、争議行為禁止、営利企業従事制限(パートタイムは対象外)、懲戒処分対象(町職員の懲戒処分の指針)
7	社会保障 災害補償 健康診断	地方公務員共済制度(フルタイム)、健康保険・厚生年金対象(一定の要件を満たすパート職員)、国民健康保険、国民年金の対象(他のパート職員) 公務災害 : 地方公務員災害補償基金、非常勤職員の公務災害補償による補償 雇用保険 : 週20時間以上等の要件を満たす場合対象 健康診断 : 任期1年以上等一定の要件を満たす場合対象

5 条例制定 12月議会に下記の条例を上程予定

- ①会計年度任用職員の給与並びに費用弁償に関する条例〔新設〕
給与、各種手当、旅費並びに費用弁償支給等についての基本的事項を制定するもの。
- ②会計年度任用職員制度等に係る関係条例の整備に関する条例〔一括改正〕
勤務時間、休暇等に関する条例など、主に会計年度任用職員の基本的事項に係る条例を改正、募集に向けての環境を整備するもの。

令和元年度事業レビュー開催結果について

総務課

1 報告事項

事業レビュー（2日目）を11月10日（日）に開催し、町民評価員19名より対象事業の評価、意見をいただきました。

2 評価結果

No	事業名	評価結果			評価・意見 (一部抜粋)
		不要 凍結	見直し	現行通り 又は拡充	
5	社会福祉協議会補助金	0	16	3	<ul style="list-style-type: none"> ・人件費補助ではなく、事業費全体に対する補助とすべき ・事業は、「町からの委託事業」と「町から補助を受けて行う事業」を明確に整理すべき ・福祉センター（建物）は、町による管理を検討し、公共施設全体の整理、統合なども検討
6	シルバー人材センター運営補助金	2	13	4	<ul style="list-style-type: none"> ・作業内容のニーズの把握と新規会員確保などの再検討 ・賃金の見直しによる会員の確保 ・年間を通して安定した仕事を求める人がいるのであれば、ハローワークと連携
7	商工会補助金	1	12	4	<ul style="list-style-type: none"> ・経営指導などの専門性の高いものは商工会に任せ、役場は組織体制への支援をすること ・補助額が定額になっているので補助のしぐみの見直しが必要
8	観光情報発信業務	1	15	1	<ul style="list-style-type: none"> ・観光客にお金を落としてもらう目的ではなく、交流人口、関係人口の増加を目的にするべき ・観光協会職員は、長年行政に関わっていた方ではなく民間の活力を入れる
9	白鳳祭	1	8	8	<ul style="list-style-type: none"> ・今年から住民主体の祭りになったので、この流れが止まらないように続けてやって欲しい。 ・波止の祭り、さくら祭りを含めた「琴浦3大祭り」としてはどうか

3 事業レビューの評価結果の反映について

いただいた評価、意見を検証し、町の方針とその反映状況を公表していきます。

3町連携SDGs講演会の開催について

総務課

1 報告事項

持続可能な開発目標（SDGs）は、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、琴浦町でも今後のまちづくりにこの考え方を積極的に取り入れることとしています。このような中、SDGsについて町民、町内事業者にも理解を深めていただくため、3町連携（湯梨浜町、北栄町、琴浦町）によるSDGs講演会を下記のとおり開催します。

なお、鳥取中央有線放送（TCC）のエリアの3町では、エネルギーの地産地消やエネルギーに関する費用のエリア外への流出を減らし、雇用の創出と地域経済の循環による持続可能なまちづくりを目指す地域新電力の勉強会を立ち上げます。

2 講演会の概要

(1) 日時 令和元年12月6日(金) 14:00～

(2) 会場 琴浦町赤碕地域コミュニティセンター 2階 多目的ホール
(琴浦町役場分庁舎)

(3) 内容

講演 「SDGs（持続可能な開発目標）から地域づくりを考える」
元環境省大臣官房政策立案総括審議官 米谷 仁 氏

事例発表 「鳥取県西部における地域新電力の取り組み」
ローカルエナジー(株) 森 真樹 氏



2019 SDGs講演会

17 パートナリシップで
目標を達成しよう



3町連携事業
湯梨浜×北栄×琴浦

なぜ企業や自治体が「SDGs」に注目するのか？ いま注目される「SDGs」を学ぶ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(持続可能な開発目標)は、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までに世界が達成すべき17の目標です。

なぜ今SDGsが企業や自治体に注目されるのか？

「SDGsが地方を救う」の著者である鳥取県生まれの米谷仁さんのお話や身近な鳥取県西部で行われている「地域で電気とお金がまわるしくみ」を一緒に学んでみませんか？

日時

2019年

12月6日(金) 14:00~16:15
(受付:13:30~)

参加費
無料

(事前申込不要)

場所

琴浦町赤碕地域コミュニティセンター

[琴浦町役場 分庁舎] 多目的ホール(琴浦町赤碕1140番地1)

～プログラム～

14:00~14:10 開会あいさつ

14:10~15:20 講演 「SDGs(持続可能な開発目標)から地域づくりを考える」

こめたにひとし
元環境省大臣官房政策立案総括審議官 米谷仁 さん

1963年、鳥取県生まれ。1986年に環境庁入庁。環境白書やエコマーク制度の立ち上げ、環境基本法案の策定などを担当。環境大臣秘書官、原子力規制庁総務課長、環境省大臣官房秘書課長などを歴任し、2018年7月に環境省大臣官房政策立案総括審議官を最後に退官。著書『SDGsが地方を救う なぜ「水・食・電気」が地域を活性化させるのか』(プレジデント社)

15:20~16:10 事例発表 「鳥取県西部における地域新電力の取り組み」

もり まさき
ローカルエナジー(株) 専務取締役 森真樹 さん

愛媛県生まれ。1998年中国電力グループの中電技術コンサルタント株式会社に入社。2012年10月に鳥取県米子市に1ターン。株式会社中海テレビ放送において、放送・通信・エネルギー事業に関する事業企画を担当。2015年12月「エネルギーの地産地消による新たな経済基盤の創出」を企業理念とするローカルエナジー株式会社の設立に伴い同社に出向。

16:10~16:15 閉会あいさつ

■主催：湯梨浜町、北栄町、琴浦町 (3町共催)

【問合せ先】琴浦町役場 総務課

TEL: 0858-52-2111 FAX: 0858-49-0000

E-Mail: soumu@town.kotoura.tottori.jp

台風 19 号の被害状況及び長野県飯山市への応援職員の派遣について

総務課

1 大雨（土砂災害）警報について

発令 令和元年 10 月 12 日（土）午後 2 時 05 分

解除 令和元年 10 月 13 日（日）午前 3 時 40 分

2 琴浦町内の被害状況について

(1) 人的・家屋的な被害 無し

(2) 警戒レベル 2（警報発令）

※警戒レベル 3（避難準備情報発令）になっていない。

(3) 避難所開設 無し

3 応援職員について

鳥取県危機管理局及び鳥取県町村会を通じて派遣

(1) 派遣先：長野県飯山市

(2) 派遣の詳細

派遣期間	所属	氏名	業務内容
10 月 22 日（火） ～26 日（土）	建設環境課	浪花 慶	住家被害認定調査
	建設環境課	荒井 猛	住家被害認定調査
10 月 31 日（木） ～11 月 5 日（火）	税務課	井谷真由美	罹災証明書受付・発行

(3) 予算対応 休日時間外勤務手当 66 千円

旅費等（予備費の充用） 285 千円

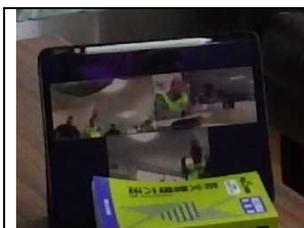
住家被害認定調査の様子		
		<p>床上浸水 476 件、床下浸水 247 件、 計 723 件</p> <p>市役所 1 階も浸水（机の上まで）し、 パソコン等水没していた。 市役所 2 階で調査の集計が行われていた。</p>
罹災証明書受付・発行		
	<p>台風 19 号災害による住家被害（令和元年 11 月 1 日現在）</p> <p>大規模半壊 37 件 半壊 147 件 一部損壊 364 件 未調査 30 件程度</p>	

古布庄地区を対象とした住民避難訓練について

総務課

- 1 概要 台風により土砂崩れが発生した想定で、古布庄地区の住民を対象とした避難訓練と情報伝達訓練等を実施しました。
- 2 実施日時 令和元年 10 月 27 日（日）午前 11 時から午後 12 時 30 分まで
- 3 実施場所 古布庄地区（避難場所 古布庄地区公民館）
- 4 参加者（避難者） 30 世帯 41 名
- 5 訓練内容
 - （1）住民避難訓練
（参加団体：古布庄地区 10 自治会、警察署、消防署、町消防団）
 - （2）避難所開設、運営訓練
 - （3）情報伝達訓練（避難所・災害現場・現地対策本部の映像・音声伝達）
 - （4）居住空間設営訓練
- 6 訓練スケジュール

時間	内容	詳細
11:00	「警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始」発令 避難所開設・要支援者避難開始	防災行政無線で放送 トリピーメール配信
11:10	「警戒レベル4 避難勧告発令」	
11:20	土砂崩れ発生確認（町消防団）野井倉	
11:25	「警戒レベル5 災害発生」発令	
11:30	避難完了。	
	居住スペース設営訓練・炊き出し訓練 防災講習（三浦防災専門員）	避難者によるダンボール ベット、間仕切り作成
12:30	講評 訓練終了	



タブレットとプロジェクターで、災害現場と災害対策本部、現地対策本部（避難所等）と情報伝達の訓練

琴浦町聖郷少年消防クラブの結成について

総務課

1 琴浦町聖郷少年消防クラブの概要

(1) 目的

聖郷小学校地区（鋤）の児童が、火災予防や応急手当に関することを学び、少年に正しい防災知識を身につけるため、クラブ活動を通じて規律正しい明るい元気な少年を育成する。

(2) 名称 琴浦町聖郷少年消防クラブ

(3) 活動支援

鳥取県が消防庁の委託事業（自主防災組織等のリーダー育成・連携促進支援事業）を活用し、少年消防クラブの活動を支援する。

2 構成メンバー：琴浦町内の小学生 3名（令和元年11月9日 現在）

氏名	学校	学年	性別	備考
倉光香林	聖郷小学校	4年	女性	第4分団長 長女
門脇清太	聖郷小学校	4年	男性	消防団長 孫
廣谷柊人	聖郷小学校	4年	男性	消防団員 長男

3 年間行事計画（案）

月	事業	活動内容	備考
1	出初式	式典	町消防団と合同
2	防火講習	防火についての講習	消防署から受講
3	春期火災予防運動	巡回広報	聖郷地区（鋤）
6	防火講習	防火についての講習	消防署から受講
11	秋季火災予防運動	巡回広報	聖郷地区（鋤）

4 その他

(1) 鳥取県内で3例目

①米子市消防団少年消防クラブ

（平成26年8月 結成）

②江府町少年消防クラブ

（平成30年2月 結成）

